川越市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（素案）について

平成２４年９月
保健医療部　食品・環境衛生課
衛　生　検　査　課

１　改正の趣旨

平成１８年及び平成２０年の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）等の一部改正に伴い、厚生労働省が定めている「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン)」が改正されました。この指針は、食品等を取り扱う施設に関して衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言であるため、今回の改正趣旨を踏まえて、「川越市食品衛生法施行条例」の一部を改正しようとするものです。

また、食品衛生法施行令（以下「政令」といいます。）及び食品衛生法施行規則（以下「省令」といいます。）が一部改正され、地方自治体が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、地方自治体が条例で基準を定めることになりました。本市では、保健所の検査施設がこれに該当するので、基準を定めるため、条例の改正を予定しています。

２　改正の内容

（１）　就業制限について

現在、就業制限については一類感染症、二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者を対象に行っておりますが、このガイドラインによって新型インフルエンザの患者が対象に追加されたため、「川越市食品衛生法施行条例」別表第１に定める「共通基準」のイ食品取扱施設等における衛生管理（９）従事者の衛生管理において、就業制限の対象等を改正しようとするものです。

（２）　食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準

食品衛生検査施設の基準に関する一条を新たに設けます。なお、政令の規定により、設備に関する基準は「省令で定める基準に従うべきもの」、職員の配置に関する基準は「省令で定める基準を参酌するもの」となっており、本市で定める基準は省令で定める基準と同じ内容とします。

※そのほか必要な条文の整理や引用法令の名称変更による軽微な改正を行います。（この部分については、川越市意見公募手続条例第４条第４項第８号ロ「形式的な変更」に該当するため、意見公募の対象外となります。）

３　施行予定日

平成２５年４月１日